

委託者死亡の際の債務控除について

新年明けましておめでとうございます。民事信託活用支援機構では、本年2月3日（月）13時15分より基調講演（民事信託の意義と課題）に樋口範雄教授をお招きして信託サミットを開催いたします。是非とも皆様のご参加をいただけますようお願い申し上げます。さて、今回は、遺言代用の民事信託で多い委託者の死亡による信託終了について、債務控除の観点から考察してみたいと思います。

1 問題の所在

例えば、遺言代用の自益信託の信託内借入れで受託者がアパートローンを借り入れて建物（アパート）を建築し、アパートローンを被担保債権とする抵当権を土地・建物（アパート）に設定した後に委託者が死亡したとします。委託者の相続税の申告においてアパートローンを債務控除できるでしょうか？まず、アパートローンは受託者の債務であって、委託者の債務ではありません。したがって、債務控除の要件である被相続人の債務という条件を直ちに充たすとは言えません。この点、信託に関する相続税法第9条の2は、第6項において、信託の設定・継続中に贈与・遺贈とみなされる同条第1項から第3項における受益権の取得に関して「当該信託の信託財産に属する資産及び負債を取得し、又は承継したものとみなし」と定めているものの、信託終了時の残余財産の給付・帰属に関する第4項については第6項の適用を除外しています。これは、信託法第177条が清算受託者の職務として債務の弁済を定めており、信託終了後の清算において債務が弁済により消滅することを想定していることに対応したものと考えられます。しかし、実際に

は、債権者である金融機関との合意の上で、アパートローンを一括弁済することなく、アパート経営による分割弁済の継続が望まれるはずで、そこで、委託者が死亡しても信託を終了させず、受益者連続型とすることによって相続税法第9条の2第6項の適用を確保し、「資産及び負債を取得し、又は承継したものとみなし」されることにより債務控除を受ける方法が考えられます。この点、委託者の死亡により信託が終了しても、信託法第48条第5項の償還・前払いに関する受託者・受益者間の合意があればアパートローンは委託者に紐づいており、債務控除を受けることができるの見解も考えられます。しかしながら、委託者の債務ではなく、みなし規定も適用されないことから、債務控除を否定する見解もあります。筆者としては、委託者が死亡しても信託を終了させず、受益者連続型としておき、その後受託者・受益者間の合意等により適宜信託を終了させることが安全であると考えています。

2 委託者が主債務者であった場合

委託者がアパートローンを被担保債権とする抵当権付不動産を信託財産として民事信託を設定し、同時に受託者が債務引受をした後に委託者が死亡した場合はどうでしょうか？まず、委託者死亡で信託を終了させても、債務引受が併存的であれば被相続人の債務に該当し、債務控除が可能であると考えられます。ただし、債務控除に要求される被相続人の確実な履行という観点からは、負担割合を委託者100%としておいた方が良さそうです。これに対し、併存的債務引受と比較して、債権債務管理の観点、あるいは、共同相続人の債務承継回避

の観点からは、免責的債務引受けの方が望ましいという意見もあります。しかしながら、免責的債務引受の場合には、信託設定後、アパートローンは委託者の債務はでなくなるので、信託内借入と同じ問題が生じます。したがって、筆者としては、委託者が死亡しても信託を終了させず、受益者連続型としておくことが安全であると考えます。さらには、信託設定時に受託者の債務引受をせず、委託者が死亡するまで主債務者であり続けるという方法も考えられます。しかしながら、信託財産であるアパートの所有者とアパートローンの主債務者の分離が不自然であるのみならず、債権債務管理の観点、あるいは、共同相続人の債務承継回避の観点からも望ましくはないように思われます。実務上は優劣をつけ難い状況ですが、皆様であればどの方法を選択するでしょうか？

3 まとめ

債務控除の議論については、仮に可能だとしても、債務超過の場合の超過部分まで控除できるのか？それとも、信託法第179条が清算中の債務超過に関して破産申立てを義務付けている点から、少なくとも時価ベースでの超過部分の控除はできないのではないか？という議論もあり得ます。いずれにしろ、債務控除の問題は、信託終了の場面を想定しておかないと安全な民事信託を設定することができなという典型例だと思われます。民事信託はその有用性から大きな意義を有するものですが、危ない民事信託を作らないという観点からの課題も多いのだと思われます。

(弁護士山口正徳・民事信託活用支援機構理事)